

介護老人保健施設 変更申請手続関係（事前許可・承認事項）【変更申請】

■申請について

- ・下表の各事項については、必ず事前に申請が必要なものなので、余裕をもって申請してください。
- ・申請書類は、必ず持参してください。

○提出書類一覧

No. 1

区 分	変 更 内 容	必 要 書 類	備 考
敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図	介護老人保健施設の定員増等により、敷地面積が増えた場合	①変更許可申請書（様式第69号の10） ②土地登記簿謄本（変更後のもの） ③平面図（変更前・変更後） ④変更理由書	・各室の用途や構造設備等を変更する場合、事前に介護事業者課施設係と協議を行ってください。なお、工事を伴う場合、変更許可手数料として3万3千円が必要となります。（堺市が発行する振込み伝票による金融機関への振込み）
建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに施設及び構造設備の概要	建物の構造や設備（補修を除く）、各室の用途等を変更する場合	①変更許可申請書（様式第69号の10） ②平面図（変更前は全ての階・変更後は変更の階） ③施設の部門別一覧表（面積の変更が無い場合は不要） ④変更理由書	・補助金の交付を受け整備した老健の一部を他の事業に転用する場合、財産処分が生じる可能性があります。大阪府から補助金を受けている場合は、大阪府高齢介護室介護事業者課整備調整グループと協議していただく必要があります。
施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画	一室を時間帯や曜日により別目的で使用したり、当該施設とは別の居宅の事業所（みなし指定の居宅事業所は除く）と共用して利用する場合	①変更許可申請書（様式第69号の10） ②共用部分における利用計画の概要 ③平面図（全ての階） ④変更理由書	
運営規程（従業者の職種・員数及び職務内容並びに入所定員の増加に係る部分に限る。）	介護老人保健施設の定員増により、運営規程の規定内容を変更する場合	①変更許可申請書（様式第69号の10） ②指定に係る記載事項（付表8その1・2） ③新旧対照表 ④運営規程（新） ⑤従業者の勤務形態一覧表（参考様式S-3） ⑥平面図（定員増のみ）	・上記「敷地の面積及び平面図」の変更許可後で、定員を増して運営開始するまでに申請が必要です。

区 分		変 更 内 容	必 要 書 類	備 考	
協力病院の変更		協力医療機関及び協力歯科医療機関を変更する場合	①変更許可申請書（様式第69号の10） ②協力病院の概要 ③契約書又は覚書	・A病院からB病院に変更する場合は事前に左記の変更許可申請手続きが必要です。（事後の変更届は不要） ・A病院以外にB病院を追加したり、A病院とB病院をA病院のみと減少したりする場合は事後の変更届出書の手続きのみになります。	
管理者変更	医療法人運営施設の場合	管理者が何らかの事由により変更する場合	①管理者承認申請書（様式第69号の11） ②管理者経歴書（参考様式S-2） ③医師免許証の写し（原本照合要） ④管理者就任承諾書（原本照合要） ⑤従業者の勤務形態一覧表（参考様式S-3） 【当該管理者のみ】 ⑥住民票	管理者を法人理事に加える必要があるため、その旨を経歴書に記載してください。	実際の変更日確認のため、変更承認書が届いた後に、変更後10日以内に 変更届出書を提出してください。 ※変更届出手続き関係の「管理者の変更」の項目を参照してください。
	医療法人以外の運営施設の場合				